

特記仕様書（案）

第1条 業務目的

本業務は、一級河川谷田川及び一級河川逢瀬川において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画について検討するものである。

第2条 仕様等

本業務の履行にあたっては、本仕様書に従うほか、福島県土木部制定「共通仕様書（業務委託編）」のうち、土木設計業務等共通仕様書（令和5年10月1日改正）によるものとする。

第3条 業務内容

1 計画・準備

本業務の実施にあたり、業務内容を十分把握した上で、作業方針、作業工程、作業体制を立案し、業務計画書を作成する。

2 資料収集整理

近傍地域で流域水害対策計画を検討している釈迦堂川や全国の先行事例を収集する。流域治水として郡山市などの関係機関で実施、予定されている事業を収集する。

3 都市浸水想定 of 検討

(1) 目標降雨の設定及び都市浸水想定 of 検討条件

近傍河川の事例を考慮し、目標降雨の設定を行い、流出計算から通過流量を整理する。また、阿武隈川本川は緊急治水プロジェクトや河川整備計画の変更が予定されているため、このような条件を踏まえ、阿武隈川本川水位等の条件設定を検討する。（河川のピーク水位は、H.W.Lを基本として設定を行う。）

(2) 対策メニュー of 洗い出し

目標降雨に対象に都市浸水想定(対策前) of 検討を行い、浸水被害を軽減する対象地区 of 抽出を行う。対象地区 of 浸水要因を考慮して、効果が期待できる箇所を含め具体的なハードメニュー（県又は市が実施するハードメニューを想定）を洗い出し、効果的なメニュー群を選定する。メニュー of 洗い出しにあたっては、既存施設の管理者にとらわれず、最適箇所 of 手法を検討すること。

また、具体的なハードメニュー of 洗い出しにあたっては、従前 of 河川改修や下水道施設、遊水地、貯留施設の整備をはじめ既存 of 河川管理区間や下水道区域にとらわれず最適な箇所と手法を設定すること。

なお、谷田川については、これまでの検討により対策メニューが限定的になると想定されることから、対策メニュー of 洗い出し of 対象としない。

(3) 対策案の検討

目標降雨に対する浸水範囲から、浸水被害を軽減する対象地区の抽出を行う。対象地区の浸水要因を考慮して、第 22-41320-0381 号の業務で使用した既往検討の内外水一体型氾濫モデルを用いて、逢瀬川については、3 (2) で洗い出したメニューについての浸水範囲の減少などの対策効果を検討する。谷田川については、過年度業務で検討したメニューのうち発注者が指定するメニューについての浸水範囲の減少などの対策効果を検討する。

また、下水道管理者等の対策案について、提供された施設諸元を用いて効果を検討する。

(4) 都市浸水想定(対策後)の検討

河川管理者が実施する対策および関係機関が実施する対策を組み合わせ、都市浸水想定(対策後)の検討を行う。逢瀬川については、3 (2) の対策メニューについて、河川の通過流量や市街地における床上浸水の範囲など対策効果の分析を行う。

谷田川については、過年度業務で検討したメニューのうち発注者が指定するメニューについて、河川の通過流量や市街地における床上浸水の範囲など対策効果の分析を行う。

(5) 対策メニューの選定

上記 3 (1) から 3 (4) の検討から、実施可能なメニューを 3 案程度、作成し、それらの中から最適案を選定する。選定にあたっては、維持管理や建設コストも踏まえた経済性、事業期間、事業の実現性、他の全国的な事例を踏まえ、総合的に判断し最適案を提案すること。

なお、谷田川については、これまでの検討により対策メニューが限定的になると想定されることから、対策メニューの選定の対象としない。

4 協議資料の作成

関係機関と協議を行うため、協議資料を作成する。

5 流域水害対策協議会の運営補助

特定都市河川の流域水害対策協議会の資料とりまとめ、会場設営等の準備及び議事録を作成する。

6 報告書の作成

業務の目的を踏まえ、業務の成果として検討結果の報告書を作成する。

第 4 条 打合せ協議

打合せ協議は、当初、中間、成果物納入の各段階で行うものとし、当初及び成果品納入時は、管理技術者が立ち会うものとする。

また、中間打合せの回数は業務内容を踏まえ提案した回数とする。

第5条 成果物

成果物は、共通仕様書で定めるものを提出するものとする。

第6条 貸与資料

- ・第 21-41320-0337 号 河川計画検討業務委託（河改・改良）報告書
- ・第 22-41320-0381 号 河川計画検討業務委託（河川・交付）報告書